

【山武市】保育の利用調整早見表

(1) 保育利用基準指数表

事由	細目		適用	指数	入所承諾期間	
外勤		週5日以上かつ週40時間以上の労働	事業所等に雇用されている者	9	必要な期間	
		週5日以上かつ週30時間以上の労働		8		
		週4日以上かつ週24時間以上の労働		7		
		週4日以上かつ週16時間以上の労働		6		
		上記以外の労働		5		
	自宅外労働	従たる従事者	週5日以上かつ週40時間以上の労働	自宅外の自営業で主たる従事者		9
			週5日以上かつ週30時間以上の労働			8
			週4日以上かつ週24時間以上の労働			7
			週4日以上かつ週16時間以上の労働			6
			上記以外の労働			5
		専従者	週5日以上かつ週40時間以上の労働	自宅外の自営業で夫等主たる従事者に協力している者		8
			週5日以上かつ週30時間以上の労働			7
			週4日以上かつ週24時間以上の労働			6
			週4日以上かつ週16時間以上の労働			5
			上記以外の労働			4
居宅内労働 (直系尊属の居宅での労働を含む。)	自営業(農業含む)	主たる従事者	居宅内の自営業で主たる従事者	週5日以上かつ週40時間以上の労働	9	
				週5日以上かつ週30時間以上の労働	8	
				週4日以上かつ週24時間以上の労働	7	
				週4日以上かつ週16時間以上の労働	6	
				上記以外の労働	5	
	専従者	居宅内の自営業で夫等主たる従事者に協力している者	週5日以上かつ週40時間以上の労働	8		
			週5日以上かつ週30時間以上の労働	7		
			週4日以上かつ週24時間以上の労働	6		
			週4日以上かつ週16時間以上の労働	5		
			上記以外の労働	4		
	内職		家計補助を目的としてメーカー及び問屋からの依頼を受け、自宅で物品製造加工に日々従事している者	週5日以上かつ週30時間以上の労働	6	
				週4日以上かつ週16時間以上の労働	5	
				上記以外の労働	4	
				週5日以上かつ週30時間以上の労働	6	
				週4日以上かつ週16時間以上の労働	5	
上記以外の労働	4					
妊娠・出産	母親の出産		出産予定月を中心に前後2か月の計5か月間	9	5か月以内	
保護者の疾病・障害	疾病	入院	おおむね1か月以上	10	必要な期間	
			常時臥床	おおむね1か月以上		10
		精神性の疾患・結核	医師が長期加療(安静)を要すると判断した者	8		
			一般療養	医師がおおむね1か月以上の加療(安静)を要すると判断した者		6
	障害	身体障害者手帳1級～2級所持 精神障害保健福祉手帳1級所持 療育手帳A所持	障害者手帳所持者及び医師が同程度と認めたもの	10		
				身体障害者手帳3級所持 精神障害保健福祉手帳2級所持 療育手帳B所持		7
				身体障害者手帳4級以下所持 精神障害保健福祉手帳3級所持		5
同居親族等の介護・看護	要介護3・4・5程度を認定された者の介護	常時要介護者の介護に当たっている者	10			
	心身障害児(者)の介護	障害児(者)の介護又は通園、通院、通学等に当たっている者	10			
	入院の付添い	おおむね1か月以上親族の入院付添いに当たっている者	10			
	居宅内介護	同居の家族の長期居宅療養者の介護に当たっている者	6			
災害復旧	災害復旧	火災、震災、風水害等に罹災し、自宅や近隣の復旧に当たっている者	6			
求職活動	求職中(起業の準備を含む。)	求職又は起業準備活動のため日中外出している者	3	3か月以内		
就学・技能取得	週5日以上かつ週40時間以上の就学	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学している者	8	必要な期間		
	週4日以上かつ週24時間以上の就学		6			
	上記以外の就学		4			
虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合(行政機関からの依頼に基づくもの)	10				
	配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合(行政機関からの依頼に基づくもの)	10				
育児休業	育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が既に保育所等に入所しており、継続して保育の実施が必要であると認められる場合	7				
その他市長が認める場合	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合	※				

「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

(2) 保育利用基準調整表

内容	点数
ひとり親世帯(母又は父の死亡、離別、行方不明、拘禁等)	3
生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる世帯	3
生活中心者の失業(自発的失業を除く。により就労の必要性が高い場合)	3
虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合(行政機関からの依頼に基づくもの)	5
子どもが障害を有する場合	5
産後休暇又は育児休業が終了し、職場に復帰する場合	2
既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合又は兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	2
地域型保育を入所期間満了で卒園する場合	2
自己都合により転園を希望する場合	-4
入所を希望する児童の兄弟姉妹が在園または卒園した児童であって、これらのものに係る保育料を正当な理由なく6か月以上滞納している場合	-5
同居(同一敷地内又は隣接地に居住する場合を含む。)の65歳未満の祖父母が補完的な保育にあたる場合	-5
同居(同一敷地内又は隣接地に居住する場合を含む。)の就労等をしていない65歳未満の成人した親族(祖父母以外)がいる場合	-1

(3) 利用調整点数が同点の場合の優先順位

順位	
1	保育所等に勤務する保育士等資格保有者
2	同居者(同一敷地内又は隣接地に居住するものを含む。)のいないひとり親世帯、生活保護世帯
3	基準点数が高い者
4	当該保育所等の希望順位が高い者
5	6か月以上の保育料の滞納がない者

備考

- 1 保育の利用指数は、保護者のうち、いずれか低い方の指数によるものとする。
- 2 保育の利用指数が同じ場合は、経済的困窮度の高い家庭の児童を優先する。